

戦前における金森徳次郎かなもりとくじろうの憲法解釈論

霜村 光寿

第一次吉田茂内閣よしだしげるの憲法改正担当国務大臣として知られる金森徳次郎は、戦前は法制官僚として活躍し憲法学者としても認知されていたが、金森に関する研究は、日本国憲法制定史に関する研究もしくは天皇機関説事件に関する研究で触れられる程度で、その位置付けは定まっていない。

以上の研究状況をふまえて、本稿では金森の主著である『帝国憲法要綱』以外の論文にも着目し、これらを素材として、大日本帝国憲法における議会、内閣、天皇をどのように考えていたかを検討し、戦前における金森の憲法解釈論を明らかにした。金森の著した論文は、発表当時の政治状況を反映しており、これら論文を分析対象とすることでより詳細な検討が可能である。本稿では、戦前の著名な憲法学者である美濃部達吉みのべたつきちと清水澄しみずとおるの学説との比較を行い、憲法学説史上および政治史上における金森の位置付けを試みた。

本稿で取り上げた金森の論文は、当時の政治状況をふまえて書かれたものであった。金森は議会を天皇の協賛機関、内閣は単独輔弼制、天皇については国体政体二元論を採り、いずれも憲法の条文に忠実な解釈をしている。

憲法学説史上における金森の位置付けとしては、天皇機関説を採っており、美濃部ほど積極的ではないが、清水よりは積極的に機関説を支持し、大権政治論者と位置付けられる。解釈改憲をせず、大方の合意を得られるようなオーソドックスな説であり、1935年までの憲法運用のあり方は、金森の学説を通してみることによって鮮明に浮かび上がってくるのである。